

(別添)

AI・IoT専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務委託
仕様書

1. 案件名称

AI・IoT専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務委託

2. 事業の目的

本事業は、生産性の向上、業務の効率化等、経営基盤の強化を図るために、AI・IoT等の導入意欲のあるものづくり中小企業者を発掘し、専門的な知識、経験を有する中小企業診断士、情報処理技術者、ITコーディネータ、ITベンダー企業等のIT専門家を派遣することで、AI・IoT導入過程に応じた適切な助言やその導入計画を提案し、県内ものづくり企業の事業活動の活性化を図ることを目的とする。

3. 事業の内容等

本事業の対象となるものづくり中小企業者等は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者であって、兵庫県内(原則として神戸市内を除く。以下「県内」という。)に主たる事業所を有する者(県内に主たる事業所を設置しようとする場合を含む。)とする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び個人

(2) 日本標準産業分類に定める家具・装備品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、技術サービス業に該当する事業所。(兵庫県が実施するひょうご次世代産業高度化プロジェクト指定業種)

4. 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

受託者は次に掲げる業務を遂行する。

①調査対象候補企業抽出

・当センターが提供する県内ものづくり中小企業データ(4~5000社分)を参考に、調査対象候補企業(300社以上)を抽出して調査対象候補企業リストを作成する。調査対象候補企業リストの内容については当センターと協議して承認を得る。

②企業調査

・調査対象候補企業リストを元に、電話(300社以上)および訪問(200社 ただし、内訳として神戸市内に本社を置く企業は60社を上限とする)によって以下の調査を実施する。

(i) AI・IoTの現在の導入状況および効果

(ii) 導入を予定しているAI・IoTと期待する効果

- (iii) A I ・ I o T を導入する理由、あるいはしない理由
 - (iv) 経営や事業における課題や改善すべき問題点
 - (v) A I ・ I o T 活用による課題解決の可能性
 - (vi) A I ・ I o T 専門家派遣の希望の有無（専門家派遣目標：36社）
- ・ 企業調査を実施した都度、企業調査結果報告書を作成する。
 - ・ 上記(i)～(vi)の企業調査結果を業種別、従業員数別、地域別等に集計して、業務実績報告書に纏める。

(2) 業務実施体制

- ・ 受託者は、委託契約締結後速やかに本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置して氏名等を報告する
- ・ 業務実施責任者は、受託業務の実施状況の報告を月1回の定例会議のほか、当センターの求めがあるときはその都度実施する

(3) 成果物

- ・ 調査対象候補企業リスト
- ・ 企業調査結果報告書
- ・ 業務進捗状況報告資料（定例会議用）
- ・ 業務実績報告書

(4) スケジュール

受託者は、次に示すスケジュールのとおり業務を遂行する。ただし、業務の進捗状況等を勘案して当センターと協議の上で適宜調整する。

- ・ 調査候補企業抽出 契約締結後～2019年5月
- ・ 企業調査 2019年5月～2019年10月
- ・ 業務実績報告 2019年11月

(5) 契約に関する条件

①物品等の購入

受託者は、本業務において必要となる物品等を委託金によって購入するときは、事前に当センターと協議して承認を得なければならない。

②再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

③成果物の利用及び著作権

(ア) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

(イ) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(ウ) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関

して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

④機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑤個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。